

○ 諫早市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例

平成 27 年 9 月 30 日

条例第 30 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。)第 9 条第 2 項の規定に基づく個人番号の利用及び法第 19 条第 9 号の規定に基づく特定個人情報情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 14 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第 4 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第 2 の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会

が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 市長	諫早市福祉医療費の支給に関する条例（平成17年条例第115号）による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	療育手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	諫早市私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	諫早市市営住宅条例（平成17年条例第205号）による市営住宅（公営住宅を除く。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの
6 教育委員会	諫早市奨学金貸付基金の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第83号）による奨学金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
7 教育委員会	学校教育法（昭和22年法律第26号）による就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
8 教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）による特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	地方税法（昭和2	地方税法その他の地方税に関する

<p>5 年法律第 2 2 6 号) その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収</p>	<p>法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項又は地方税の徴収に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
<p>又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）による費用の徴収に関する情報（以下「児童福祉関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）による子どものための教育・保育給付の支給に係る費用の徴収に関する情報（以下「子ども・子育て支援関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する情報（以下「老人福祉関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>

	<p>生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険料の徴収に関する情報（以下「国民健康保険関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による保険料の徴収に関する情報（以下「後期高齢者医療関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>

		諫早市市営住宅条例による市営住宅の管理に関する情報（以下「市営住宅関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第27条第1項第3号の措置をいう。）に関する情報又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
3 市長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生

		活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
4 市長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
5 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの

	律第34号) 附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
7 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
8 市長	諫早市福祉医療費の支給に関する条例による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で

		定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
9	市長	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		子ども・子育て支援関係情報であって規則で定めるもの
		老人福祉関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの
		後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの
		市営住宅関係情報であって規則で定めるもの
10	市長	子ども・子育て支援法による子ども
		地方税関係情報であって規則で定めるもの

	のための教育・保育給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉関係情報であって規則で定めるもの
		老人福祉関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの
		後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの
		市営住宅関係情報であって規則で定めるもの
1 1	市長 諫早市私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
1 2	市長 予防接種法（昭和	身体障害者福祉法による身体障害

	23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	者手帳に関する情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		諫早市福祉医療費の支給に関する条例による福祉医療費の支給に関する情報(以下「福祉医療費関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法による医療に関する給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
13 市長	母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		母子保健法による養育医療の給付

	妊娠の届出、母子健康手帳の交付、	に関する情報であって規則で定めるもの
	妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問	福祉医療費関係情報（乳幼児に係る情報に限る。）であって規則で定めるもの
	指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって規則で定めるもの
	の支給又は費用の徴収に関する事務	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
1 4 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法による医療に関する給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法による若年者健康診査に関する情報であって規則で定めるもの
		高齢者の医療の確保に関する法律による特定健康診査に関する情報であって規則で定めるもの
1 5 市長	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		児童福祉関係情報であって規則で定めるもの
		子ども・子育て支援関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

		国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの
		後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの
		市営住宅関係情報であって規則で定めるもの
1 6 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		児童福祉関係情報であって規則で定めるもの
		子ども・子育て支援関係情報であって規則で定めるもの
		老人福祉関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの
		後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの
		市営住宅関係情報であって規則で定めるもの
1 7 市長	生活保護法による保護の決定及び実	地方税関係情報であって規則で定めるもの

	施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>母子保健法、高齢者の医療の確保に関する法律又は健康増進法による健康診査に関する情報（以下「健康診査関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>市営住宅関係情報であって規則で定めるもの</p>
1 8 市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>健康診査関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>市営住宅関係情報であって規則で定めるもの</p>
1 9 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を</p>

		有する者に対する手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう）の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		健康診査関係情報であって規則で定めるもの
		老人福祉関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの
		後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの
		市営住宅関係情報であって規則で定めるもの
20	市長	国民健康保険法に
		地方税関係情報であって規則で定

	よる保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	めるもの 福祉医療費関係情報であって規則で定めるもの 児童福祉関係情報であって規則で定めるもの 子ども・子育て支援関係情報であって規則で定めるもの 老人福祉関係情報であって規則で定めるもの 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの 後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの 市営住宅関係情報であって規則で定めるもの
2 1 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 福祉医療費関係情報（障害者に係る情報に限る。）であって規則で定めるもの 児童福祉関係情報であって規則で定めるもの

		子ども・子育て支援関係情報であって規則で定めるもの
		老人福祉関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの
		市営住宅関係情報であって規則で定めるもの
2 2	市長	諫早市市営住宅条例による市営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		児童福祉関係情報であって規則で定めるもの
		子ども・子育て支援関係情報であって規則で定めるもの
		老人福祉関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの
		後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	諫早市奨学金貸付基金の設置及び管理に関する条例による奨学金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	学校教育法による就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
3 教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関	市長	地方税関係情報であって規則で定め

する法律による 特別支援教育就 学奨励費の支給 に関する事務で あって規則で定 めるもの		るもの
---	--	-----